

奈良県告示第百八十一号

生活保護法（昭和二十五年法律第百四十四号）第五十一条第一項の規定により、指定医療機関から次のとおり指定を辞退する旨の届出があった。

令和三年十月一日

奈良県知事 荒井正吾

医療機関の名称	医療機関の所在地	辞退年月日
宇津齒科医院	大和郡山市高田町九二―一四 ハーベス大和郡山店二階	令和三年八月三十一日
新田齒科医院	大和高田市東三倉堂町九―一〇	令和三年八月三十一日